

29土第500号  
平成29年11月14日

建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長  
(公印省略)

### 工事現場における盗難防止対策の徹底について

平成29年11月、県発注工事の工事現場に設置した現場事務所から備品等が盗まれる被害が発生しました。

については、貴会員（組合員）に対し、下記の事項について周知徹底を図るとともに、盗難防止対策の徹底についてご指導いただきますようお願いいたします。

#### 記

- 1 工事現場において、関係者以外の立ち入りの禁止を徹底するとともに、現場内の不審者の早期発見、退去に努めること。
- 2 現場事務所や建設機械等の鍵の保管等、盗難防止対策に万全を期すること。
- 3 現場事務所等に関係者が不在となる場合は、現場事務所等を施錠する等、盗難防止のための措置を施すこと。また、特に持ち出しが容易な備品等については、ワイヤーによる固定等の盗難防止のための措置を施すこと。
- 4 パソコン等の盗難については、情報漏えい等の事故をも引き起こす恐れがあることから、現場事務所等に放置することなく営業所に持ち帰り保管するなど、セキュリティー対策を常に講じ、適正な管理に努めること。また、パソコン等に保存している情報のうち、特に個人情報や業務上必要とする最小限の者のみが扱うべき情報については、暗号化等の手法により厳格な管理を行うこと。
- 5 工事現場において、盗難被害に遭った場合は、直ちに警察等関係者に通報するとともに、発注者に必ず連絡すること。